2回定期

度が望ましい。

(オ)その他の場所における照度は、産業標準化法(昭和24年法律第 185 号) に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という) Z9110 に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合するこ

付表3-1 [学校(屋内)] 付表3-2 [学校(屋外)]

※Z9110 については、別に添付したので参照のこと。

び

照

	検査回数	基準	方 法	
(1)換気		換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望	二酸化炭素は、検知管法により測定する。	
		ましい。		
(2)温度		18℃以上、28℃以下であることが望ましい。	0.5度目盛の温度計を用いて測定する。	
(3)相対湿度	毎学年	30%以上、80%以下であることが望ましい。	0.5度目盛の乾湿球湿度計を用いて測定する。	
(4)浮遊粉じん	2回定期	0.10 mg/m 3 以下であること。	相対沈降径 10μm 以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その質量による方法 (Low-Volume Air Sampler 法) 又は質量 濃度変換係数 (K) を求めて質量濃度を算出する相対濃度計を用いて測定する。	
(5)気流	ā	■ 0.5m/秒以下であることが望ましい。	0.2m/秒以上の気流を測定することができる風速計を用いて測定する。	
(6)一酸化炭素	ā	6ppm以下であること。	検知管法により測定する。	
(7)二酸化窒素	ā	0.06ppm 以下であることが望ましい。	ザルツマン法により測定する。	
(8)揮発性有機化合物		500FF##971 103 0 2 0 11 12 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、吸引方式では 30 分間で2回以上、拡散方式では8 時間以上行う。	
ア. ホルムアルデヒド	ā	100µg/m³ (0.08ppm) 以下であること。	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する	
イ・トルエン	毎学年	260µg/m³ (0.07ppm) 以下であること。	TO SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SE	
ウ. キシレン	1回定期	200µg/m³ (0.05ppm) 以下であること。		
エ. パラジクロロベンゼン	4	240µg/m³ (0.04ppm) ³以下であること。	→ 固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフー質	
オ. エチルベンゼン		3800µg/m³ (0.88ppm) 以下であること。	- 分析法により測定する。 - 分析法により測定する。	
カ. スチレン		220µg/m³ (0.05ppm) 以下であること。		
*検査項目(1)~(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室を選び、適当な場所1カ所以上の机上の高さにおいて検査を行う。 *検査項目(4)及び(5)については、空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。 *検査項目(4)については、検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 *検査項目(6)及び(7)については、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。 *検査項目(8)については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 *検査項目(8)ウ~カについては、必要と認める場合に検査を行う。				
*検査項目(8)については、児童生徒がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、ベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフ一質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。				
			TIEST TETS/MITTON MAXETY/MONOTOXION TO THE TETS TO MENT TO M	
	毎学年 1回定期	100 匹/㎡以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。	温度及び湿度が高い時期に、ダニの発生しやすい場所において1㎡を電気掃除機で1分間吸引し、ダニを捕集する。 捕集したダニは、顕微鏡で計算するか、アレルゲンを抽出し、酵素免疫測定法によりアレルゲン量を測定する。 *保健室の寝具、カーペット敷の教室等において検査を行う。	

中央

	(11)まぶしさ		(7)児童生徒等から見て、黒板の外側 15° 以内の範囲に輝きの強い 光源(昼光の場合は窓)がないこと。 (イ)見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ケ)見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。	見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。
騒音	(12)騒音レベル	毎学年 2回定期	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLAeq50dB(デシベル)以下、窓を開けているときはLAeq55dB以下であることが望ましい。	

<第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準並びに検査方法>

	検査項目	検査回数	基 準	方 法		
	(1)水道水を水源とする飲料水(具)	界水道(水道	法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する「専用水道」	をいう。以下同じ)を除く。)の水質		
	ア. 一般細菌 イ. 大腸菌 ウ. 塩化物イオン エ. 有機物(全有機炭素 (TOC)の量) オ. pH 値 カ. 味 キ. 臭気 ク. 色度 ケ. 濁度	毎学年 1 回定期	水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省告示第 101 号)の表の下欄に掲げる基準による。	水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)により測定する。		
	コ. 遊離残留塩素		水道法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定する遊離残留塩素の基準による。	水道法施行規則第 17 条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成 15 年厚生労働省告示第 318 号)により測定する。		
水質	備考 1検査項目(1)については、貯水槽がある場合には、その系統ごとに検査を行う。					
	(2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質					
	ア. 専用水道が実施すべき 水質検査の項目	※ 1	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。	水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。		
	イ. 遊離残留塩素		水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。	水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。		
	(3)専用水道(水道水を水源とする	5場合を除く。)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の	k質		
	ア. 一般細菌 イ. 大腸菌 ウ. 塩化物イオン エ. 有機物 (全有機炭素 (TOC)の量) オ. pH 値	毎学年 1回定期	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。	水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。		

	カ. 味 キ. 臭気 ク. 色度 ケ. 濁度 (4)雑用水の水質 ア. pH 値 イ. 臭気 ウ. 外観 エ. 大腸菌 オ. 遊離残留塩素	毎学年 2回定期	5.8以上8.6以下であること。 異常でないこと。 ほとんど無色透明であること。 検出されないこと。 0.1mg/L (結合残留塩素の場合は0.4mg/L) 以上であること。	水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。 目線によって、色、濁り、泡立ち等の程度を調べる。 水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。 水道法施行規則第 17 条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。		
	(5)飲料水に関する施設・設備			2 1747AL 7 °№0		
施設設備	ア. 給水源の種類 イ. 維持管理状況等 ウ. 貯水槽の清潔状態	水源が水 道水は毎 学年1回 水源が井 戸水は毎 学年2回	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。 (7)配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に管理されていること。 (イ)給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ウ)井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に維持されていること。 (エ)故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (カ塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。) 貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。	給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図面、貯水槽清掃作業報告書等の書類について調べる。		
	(6)雑用水に関する施設・設備	毎学年 2回定期	(ア)水管には、雨水等雑用水であることを表示していること。 (イ)水栓を設ける場合は、誤飲防止の構造が維持され、飲用不可である旨表示していること。 (り)飲料水による補給を行う場合は、逆流防止の構造が維持されていること。 (エ)貯水槽は、破損等により外部からの汚染を受けず、その内部は清潔であること。 (オ)水管は、漏水等の異常が認められないこと。	給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図面等の書類について調べる。		

^{※1}水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数

<第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準並びに検査方法>

	検査項目	検査回数	基 準	方 法
***	(1)大掃除の実施	毎学年 3回定期	大掃除は、定期に行われていること。	清掃方法及び結果を記録等により調べる。
学校の清潔	(2)雨水の排水溝等	毎学年 1回定期	屋上等の雨水排水溝に、泥や砂等が堆積していないこと。また、雨水配水 管の末端は、砂や泥等により管径が縮小していないこと。	雨水の排水溝等からの排水状況を調べる。
	(3)排水の施設・設備		汚水槽、雑排水槽等の施設・設備は、故障がなく適切に機能していること。	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備からの排水状況を調べる。
ネズミ 衛生害 虫等	(4)ネズミ、衛生害虫等	毎学年 1 回定期	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと。	ネズミ、衛生害虫等の生態に応じて、その生息、活動の有無及びその程度等を調べる。

教室等		毎学年	(7)無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。	
の備品	(5)黒板面の色彩			明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。
		1 回定期	(イ)有彩色の黒板面は、明度及び彩度が4を超えないこと。	AND AND METERS MINISTER CITY
の管理			(7)	

<第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準及び検査方法>

	検査項目	検査回数	基 準	方 法
水	(1)遊離残留塩素	使用日の 積算が 30 日以内・	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。	水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
	(2)pH 値		5.8 以上8.6 以下であること。	
	(3) 大腸菌		検出されないこと。	水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(4) 一般細菌		1mL 中 200 コロニー以下であること。	
	(5) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	ごとに 1回	12mg/L以下であること。	過マンガン酸カリウム消費量として、滴定法による。
質	(6) 濁度		2度以下であること。	
	(7)総トリハロメタン	使用期間 中の適切 な時期に 1回以上	0.2mg/L 以下であることが望ましい。	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(8)循環ろ過装置の処理水	毎学年 1回定期	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5 度以下であること。また、 0.1 度以下であることが望ましい。	
施設・設備の衛	(9)プール本体の衛生状況等	毎学年 1 回定期	(ア)プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 (イ)水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。	プール本体の構造を点検するほか、水位調整槽又は還水槽の管理状態を調べる。
	(10)浄化設備及びその管理状況		(ア)循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分であり、その管理が確実に行われていること。 (イ)オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、その管理が確実に行われていること。	プールの循環ろ過器等の浄化設備及びその管理状況を調べる。
	(11)消毒設備及びその管理状況		(ア)塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。 (イ)塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実に行われていること。	消毒設備及びその管理状況について調べる。
生	(12)屋内プール			
状	ア. 空気中の二酸化炭素		1500ppm 以下が望ましい。	検知管法により測定する。
態	イ. 空気中の塩素ガス		0.5ppm 以下が望ましい。	検知管法により測定する。
	ウ. 水平面照度		2001x以上が望ましい。	日本産業規格C1609・1 に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。

- 1 検査項目(7)については、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。
- 2 検査項目(9)については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。 また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。

<第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準>

1 毎授業時に行う。 2 点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

	検査項目	基準
教室等の	(1)換気	(7)外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。
環境		(分換気が適切に行われていること。
	(2)温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)明るさとまぶしさ	(f)黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。
		(イ)黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがないこと。
		(ウ)黒板面に光るような箇所がないこと。
	(4)騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
飲料水等の	(5)飲料水の水質	(7)給水栓水については、遊離残留塩素が 0.1mg/L 以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染される
水質及び施		おそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。
設・設備		(イ)給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。
		(ウ)冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
	(6)雑用水の水質	(7)給水栓水については、遊離残留塩素が 0.1mg/L 以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染される
		おそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。
		(イ)給水栓水については、外観、臭気に異常がないこと。
	(7)飲料水等の施設・設備	(7)水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。
		(小配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。
学校の清潔	(8)学校の清潔	(7)教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。
及びネズ		(介運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。
ミ、衛生害		(ウ)便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。
虫等		(エ)排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。
		(オ)飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。
		(カ)ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。
	(9)ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。
水泳プール (10)プール水等 (7)水中に危険物や異常なものがないこと。		
の管理		(イ)遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも 0.4mg/L 以上保持され
		ていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/L以下が望ましい。
		(ク)pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。
	(a s)P/I = 1.6=0. =0.744.65	(エ)透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
	(11)附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

<第6 雑則>

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。
- (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
- (4) その他必要なとき。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。